

ごみの野外焼却は禁止されています。

ごみを野外で焼却すること(いわゆる野焼き)は、環境汚染や有害物質、火災の発生、健康への影響など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部を除いて、禁止されています。この規定に違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が課せられる場合があります。

野外焼却の例外

- とんど焼きなどの風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な河川などの刈草の焼却
- 災害など予防応急対応策・復旧のために必要な焼却
- たき火、キャンプファイヤーなど日常生活を営む上で、通常行われる焼却であって軽微なもの
- 農林業などを営むため、やむを得ず行われる草や下枝の焼却

例外として認められている場合でも、快適な生活環境を守りお互いに気持ちよく暮らしていくため、草などは、よく乾かし、時間帯や風向きなどを考慮し、ビニール類・プラスチック類は絶対に燃やさない、火災が発生しないように十分に注意し、周囲への配慮を怠らないようお願いいたします。

また、ごみを処理する時、家庭ごみは、町のゴミ出し5か条を守り、ゴミ収集ステーションへ出し、事業所等であれば、事業系一般廃棄物は、町の収集運搬許可業者へ委託するか、直接津山圏域クリーンセンターへ持ち込むようにしてください。

資源ごみ集団回収へのご参加を!

ごみの減量化と再資源化を図るため、資源ごみ集団回収推進団体として、39団体が町へ登録し、実績に応じ、奨励金を交付し、貴重な活動財源になっていると伺っておりますが、ここ数年回収量が1割程度ずつ減少している現状にありますので、資源ごみ集団回収に参加し、ごみの資源化、減量化にご協力をいただきますようお願いいたします。

また、新たに集団回収を実施する団体も随時募集しておりますので、くらし安全課までご連絡をお願いいたします。

なお、登録団体が、資源ごみを回収保管する施設(ストックヤード)の新設、既存施設の改修・増築・移設等の施設整備を行う場合には、事業費の2分の1で上限30万円の補助金を交付しておりますので、併せてご活用ください。

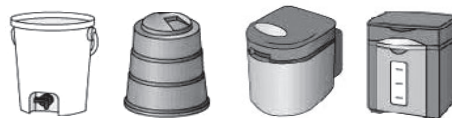
対象品目と奨励金

品 目	単価(円/kg)
古紙類 (新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック)	5円/kg
古布類(古着、ポロ布)	2円/kg
ペットボトル	2円/kg
缶類(アルミ缶、スチール缶)	5円/kg
びん類(生きびん、カレット)	2円/kg

家庭用生ごみ処理機等助成金のご活用を!

●対象製品及び限度数

- 生ごみ処理機(補助限度数1基)
 - ・電気等の動力を利用する機械式又は手動式のもの。(ただし、生ごみを粉碎して下水道に流すタイプのディスポーザー式及び焼却炉は除く。)
- 生ごみ処理容器(補助限度数2基)
 - ・生ごみを分解し堆肥を作るもの。



●補助対象者

鏡野町に住所を有する方で、世帯員全員が町税等を完納している方。できた堆肥を自家処理できる方。

●補助金額

購入費の半額で処理機1基につき上限3万円、容器1基につき上限5千円。

※補助金額に百円未満の端数があるときは、切り捨てます。

使用済み小型家電の回収について

役場本庁舎及び各振興センター庁舎、ペスタロッツ館へ回収BOXを設置しておりますので、ご家庭で不用となった使用済み小型家電の回収にご協力をお願いいたします。

●回収物

回収BOXの投入口(縦11cm、横28cm)に入る大きさの家電製品



本庁舎玄関横 エレベーター横 奥津振興センター ロビー 上齋原振興センター ロビー 富振興センター ロビー

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 環境係 担当:山崎 電話(0868)54-2780